

2024年9月27日

各位

京都信用金庫

定期積金の自動振替指定預金口座引落条件 「当座貸越限度額内」の取扱廃止のお知らせ

平素は京都信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では、下記のとおり定期積金への自動振替引落条件を「当座貸越限度額内」とする払込方法の取扱を廃止することとしましたので、お知らせいたします。

現在、定期積金の払込方法として指定預金口座の「当座貸越限度額内」とする引落条件をご利用のお客様におかれましては、誠にお手数をお掛けしますが、下記取扱廃止日までに「指定預金口座残高内」とする引落条件への切替のお手続をお願いいたします。尚、取扱廃止日までに満期日が到来する定期積金については切替のお手続は不要です。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱を廃止するサービス

定期積金の自動振替指定預金口座の引落条件を「当座貸越限度額内」とする取扱による新規口座開設および既にご契約いただいている定期積金口座の同条件による引落

2. 取扱廃止日

2025年12月30日（火）

3. 新規口座開設終了日

2024年9月30日（月）

本件に関するお問い合わせは、お取引店までご連絡ください。

以上